

徳島県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の指定を受けた施術者の住所の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所		変更年月日
	旧	新	
島田 卓也	徳島市北田宮一五 四七 花ぼーとC 棟二〇二一	徳島市八万町法花谷 二五三 ー パルコ シャルマンB ー〇一	令和六年一月十日